感染症予防計画の策定の経緯について

感染症予防計画について

感染症法

新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれが ある感染症の発生及びまん延に備えるため、以下の措置を講ずる必要がある。

- ・国や都道府県等の連携協力による病床・・感染症対策物資の確保の強化

- ・外来医療及び医療人材・保健所や検査等の体制強化・情報基盤の整備
- ・機動的なワクチン接種の実施 ・水際対策の実効性の確保 等

感染症法の一部改正(R4.12.9公布)



改正感染症法により、**都道府県が平時に定める予防計画**について、

- ⑴保健・医療提供体制に関する記載事項を充実することや、
- ②感染症に係る医療提供体制の確保等について数値目標を定めること等が示された。(R6.4.1施行) また、保健所設置市においても、地域の実情に応じて保健所設置市区においても主体的・機動的に 感染症対策に取り組む必要があるため、**都道府県と同様に予防計画の策定が義務付けられた**。

数値目標を設定する事項	数値目標			
	病床数、発熱外来機関数、自宅・宿泊施設・高齢者施設における療養者等に医療を提供する機関数(病院・診療			
医療提供体制(※)	所数、薬局数、訪問看護事業所数)、後方支援を行う医療機関数、他の医療機関に派遣可能な医療人材数(医師			
	数、看護師数)			
検査体制(○)(※)	検査の実施能力、地方衛生研究所等における検査機器の確保数			
宿泊療養体制(※)	宿泊施設における確保居室数			
物資の確保 (※)	個人防護具を十分に備蓄している協定締結医療機関及び検査機関数			
人材の養成及び資質の向上(〇)	協定締結医療機関並びに保健所職員や保健所以外の職員に対する研修及び訓練を年1回以上実施した回数			
保健所の体制整備(〇)	流行開始から1か月間において想定される業務量に対応する人員確保数			
	即応可能なIHEAT要員の確保数(IHEAT研修受講者数)			

- (※) 感染症法に基づく協定により担保する数値目標
- (○) 保健所設置市等が数値目標を定める事項(宿泊療養体制は任意)

健康危機対処計画(感染症編)の策定の経緯について

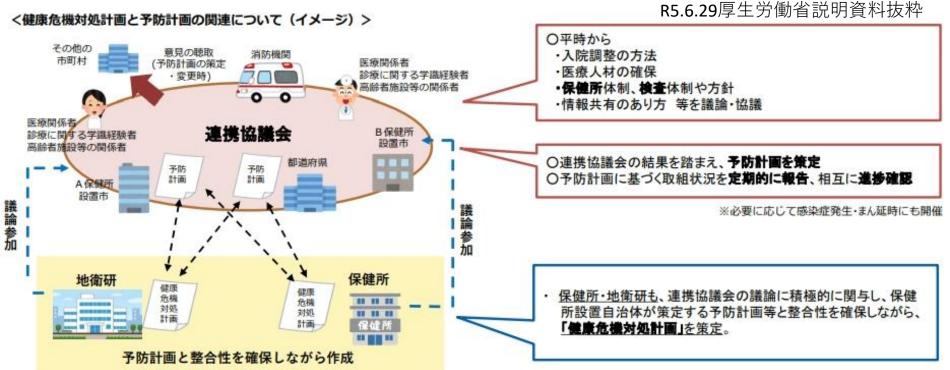
健康危機対処計画(感染症)について

地域保健法

新型コロナ対応での課題を踏まえ、新興・再興感染症だけでなく、災害等も含めた健康危機全般について、<u>これらが複合的に発生した場合にも対応できる健康危機管理体制の構築</u>が必要。 (平時から計画的に保健所体制を整備)



地域保健法に基づく、地域保健対策の推進に関する基本的な指針(令和5年4月1日施行)において、保健所は平時から健康危機に備えた準備を計画的に進めるため、既存の手引書等を踏まえ、今年度内に「健康危機対処計画(感染症)」を策定。



充

充

充

充

充

3

○計画の記載事項

第1 基本的な方向

- 事前対応型行政の構築
- 感染症対策連携協議会の設置
- ・PDCA サイクルによる取組推進
- ・県や市町等の果たす役割
- 予防接種

第2 発生予防

- ・感染症発生動向調査体制の整備
- 結核の定期健康診断
- 予防接種の推進
- ・情報収集でのDX推進

第3 まん延防止

- · 積極的疫学調査
- 食品保健対策及び環境衛生対策との連携
- ・新感染症の発生時の対応

第4 情報収集・調査・研究

・情報の収集、調査及び研究の推進

第5 検査体制

充

新

- ・ 病原体等の検査の推進
- ・衛生環境研究所の体制強化
- ・民間検査機関も含めた体制整備

基本指針の改正により内容を充実

基本指針の改正により新規に追加

第6 医療提供体制

- ・感染症指定医療機関の指定
- ・新興感染症に備えた医療提供体制の確保

3

3

3

充

新

新

新

新

新

・医薬品等の備蓄及び確保

第7 患者移送

- ・消防機関等との連携
- ・感染症車両の確保

第8 数値目標(別表2に記載)

・10項目の数値目標を設定

第9 宿泊施設

・宿泊施設の確保

第10 外出自粛者の療養 環境整備

- ・外出自粛対象者への健康観察
- ・医薬品や生活必需品等の支給等

第11 総合調整・指示

- ・体制整備等に係る総合調整等の実施
- ・連携協議会も活用した入院調整体制の構築

第12 物資の確保

・個人防護具等の備蓄や確保

3 新

第13 普及啓発・人権の尊重

- ・感染症に関する知識の普及
- ・患者等のプライバシー保護

第14 人材養成・資質向上

- ・保健所や衛生環境研究所等の職員に対する研修等の実施
- ・医療機関等における人材の育成

第15 保健所

- ・感染症の拡大を想定した体制 の整備
- ・人員や機材の確保
- ・ 統括保健師の設置

第16 緊急時の施策

- ・緊急時における医療体制
- ・他の都道府県や国等との連絡体制

第17 その他の重要事項

- ・施設内感染の防止
- ・災害防疫
- ·動物由来感染症対策
- ・外国人に対する適用
- •薬剤耐性対策

3 少なくとも**3年以内に再検討**する項目

(その他の項目は少なくとも6年以内に再検討)



3

3



充

充









愛媛県感染症予防計画(改正案)の概要

○数値目標 (予防計画の別表 2) 新型コロナ対応時に確保した最大規模を上回る体制を目標に設定

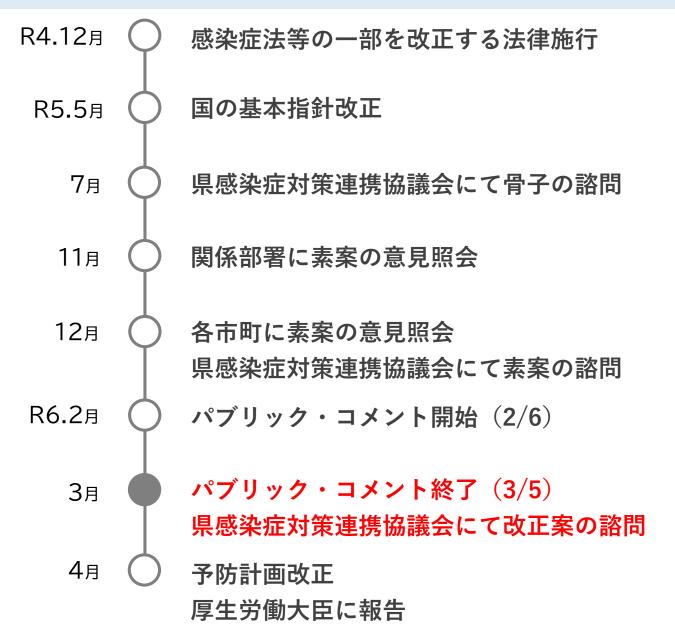
区分	項目	目標			目標値	
运 力					流行初期	流行初期以降
	①病床	協定締結医療機関(入院		末数	229床	534床
	②発熱外来	協定締結医療機関(発熱	外来)の機関数		597機関	770機関
	③自宅療養者 への医療の提 供	自宅・宿泊療養・高齢者施設における療養者等に医療を提供する機関数			_	983機関
			機関種別	病院、診療所	_	510機関
(1)				訪問看護事業所	-	51機関
医療提供体制				薬局	_	422機関
	④後方支援	後方支援を行う医療機関数			-	79機関
	⑤医療人材の	派遣可能な人数	派遣可能な人数			102人
	確保人数(派		医師		-	2人
	造可能数)		看護師		_	100人
	•		その他		_	0人
(2) 物資の確保	⑥個人防護具 (PPE)の備蓄を 十分に行う医 療機関の数	施設の使用量 2 カ月分以上にあたるPPEの備蓄を行う医療機関数			協定締結医療機関数(病院、診療所、訪問看護事業所)の8割 以上	
	⑦検査能力、 検査機器確保 数	検査の実施能力		508件/日	8,100件/日	
(3)			衛生環境研究所		216件/日	304件/日
検査体制		医療機関、民間検査会社等			292件/日	7,796件/日
		衛生環境研究所の検査機器の数			5台	5台
(4) 宿泊療養体制	8宿泊施設確 保居室数	確保居室数		62室	263室	
(5) 人材の養成・資質の向上	9研修・訓練	協定締結医療機関、保健所及び県庁職員等に実施した研修・訓練等回数			年1	回以上
	⑩人員確保数、 即応可能な IHEAT要員の確 保数IHEAT 研 修受講者数)	流行開始から1ヶ月間において想定される業務量に対応する人員確保数			750人	_
			保健所設置市	松山市保健所	200人	_
			県型保健所	四国中央保健所	54人	_
(6) 保健所の体制整備				西条保健所	180人	_
				今治保健所	84人	_
				中予保健所	51人	_
				八幡浜保健所	93人	_
				宇和島保健所	88人	_
		即応可能なIHEAT要員の確保数(IHEAT研修受講者数)		4人		

※流行初期 :発生の公表後3ヶ月(「医療提供体制」については1週間。「検査体制」「宿泊療養体制」については1か月)

※流行初期以降:発生の公表後6ヶ月程度

愛媛県感染症予防計画(改正案)の概要

○改正にかかるスケジュール



保健福祉部 保健予防課

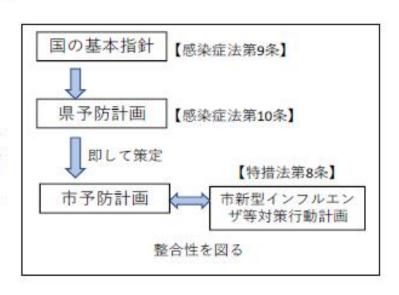
松山市での感染症の予防のための施策の実施に関する計画 (松山市感染症予防計画)(案)の概要

1. 概要

松山市では、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、本市の 実情に即した感染症発生の予防とまん延の防止、感染症患者に対する適切な医療の提供や感 染症及び病原体等に関する知識の普及啓発等の対策を総合的に推進するため、「松山市での 感染症の予防のための施策の実施に関する計画(松山市感染症予防計画)」を策定し、市民 の健康と安全安心を守ります。(令和6年4月1日策定予定)

2. 本市が定める感染症の予防のための施策の実施に関する計画の位置付け

○松山市感染症予防計画は、策定後の状況変化等に的確に 対応するため、国の基本指針又は愛媛県感染症予防計画 が変更された場合は、再検討を加え、適宜見直しを行い ます。



3. 松山市感染症予防計画の主な策定項目について

第1	感染症の予防の推進の基本的な方向
第2	感染症の発生の予防のための施策に関する事項
第3	感染症のまん延の防止のための施策に関する事項
第4	病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上に関する事項
第5	感染症の患者の移送のための体制の確保に関する事項
第6	感染症に係る医療を提供する体制の確保その他感染症の発生を予防し、又はそのまん延を 防止するための措置に必要なものとして厚生労働省令で定める体制の確保に係る目標に関 する事項
第7	新型インフルエンザ等感染症外出自粛対象者又は新感染症外出自粛対象者の療養生活の 環境整備に関する事項
第8	感染症の予防に関する人材の養成及び資質の向上に関する事項
第9	感染症の予防に関する保健所の体制の確保に関する事項
第 10	緊急時での感染症の発生の予防及びまん延の防止、病原体の検査の実施並びに医療の提供のための施策(国との連携及び地方公共団体相互間の連絡体制の確保を含む。)に関する 事項

4. 今後の主な取組

○新興感染症の発生及びまん延等に対する平時からの備え

検査体制、医療提供体制(愛媛県)、保健所体制等を中心に、平時から体制を整備します。

○有事での対応

感染症のまん延防止、感染症患者への医療提供、外出自粛者への対応について、平時からの備 えを活用し、関係機関等の協力を得て、迅速な対応を行います。

中予保健所の健康危機対処計画(感染症編)について

健康危機管理体制の確保

愛媛県健康危機管理基本マニュアル

健康危機管理とは、感染症、食中毒、毒劇物、飲料水**その他何らかの原因**により生じる県民の生命、健康の安全を脅かす事態に対して行われる健康被害の発生予防、拡大防止、医療の確保等に関する業務をいう。

- ~「**その他何らかの原因**」による健康危機の例示~
 - ・阪神・淡路大震災や有珠山噴火のような自然災害
 - ・和歌山市毒物混入カレー事件のような犯罪
 - ・JOCによる東海村臨界事故のような放射線事故
 - ・サリン事件のような化学兵器や毒劇物を使用した大量殺傷型テロ事件
 - ・「えひめ丸」事故のような広範なPTSDの発生を伴う事態



愛媛県における健康危機管理対策

「地域保健対策の推進に関する基本的な指針」が平成12年(2000年)に改正され、保健所の役割として「地域における健康危機管理体制の確保」が明記され、健康危機管理のための手引書を作成しておくべきこと。

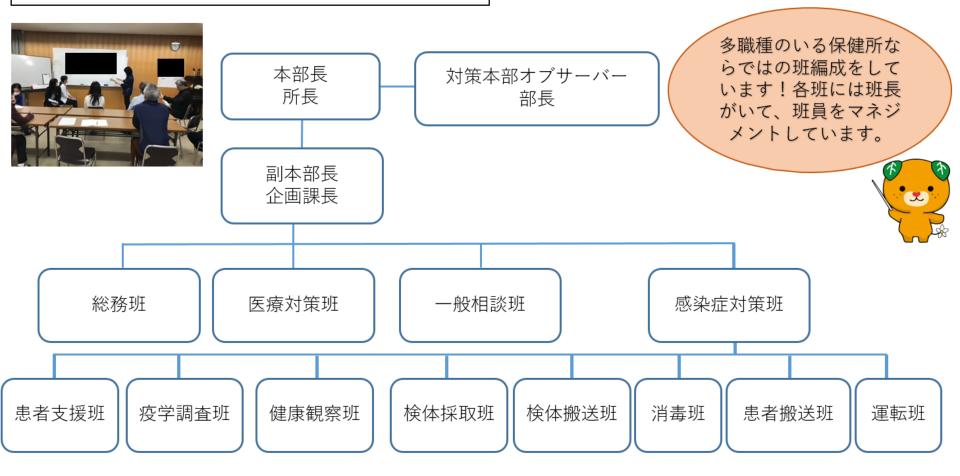
県庁	愛媛県健康危機管理マニュアル	・基本マニュアル・感染症マニュアル・食中毒マニュアル・毒劇物マニュアル・飲料水マニュアル
各保健所	保健所健康危機管理マニュアル	

新型コロナウイルス感染症への対応経験を踏まえ、既存のマニュアルを改正し、計画を作成しています。

名称	内容		
中予保健所健康危機管理マニュアル	1.マニュアル作成の目的 2.保健所健康危機管理対策の概要		
中予保健所健康危機管理マニュアル	第1 総論 第2 各論 1 感染症の対応 (1)健康危機管理対処計画(感染症編) 2 食中毒の対応 3 毒劇物の対応 4 飲料水の対応		



中予保健所新型コロナイルス感染症現地対策本部組織図



R4.1.31第6波時の班編成

平時における準備

1 業務量・人員数の想定

(1)業務量の想定

感染症健康危機発生時の業務量は国が示す「保健所における健康危機対処計画(感染症編)策定ガイドライン」(令和5年6月厚生労働省健康局健康課)に基づき新型コロナがオミクロン株に変異した「第6波」と同規模の感染が流行初期に発生した場合の、流行開始から1か月間の業務量に対応可能な人員確保数を想定して算出する。

(※令和4年1月7日~令和4年2月5日)

	週間発生	必要時間数	1日あたりの		
	陽性者数(人)	(分)	必要人数(人)		
1週目	<u>27</u>				
2週目	<u>84</u>				
3週目	<u>108</u>				
4週目	<u>128</u>				
<u>5週目</u>	<u>38</u>				
1か月計	<u>385</u>	<u>526,705</u>	<u>37人</u>		

週5日勤務に換算すると、 **51**人必要となります。



(2) 人員数の想定

(1)で算出した業務量に対応するために必要な人役を算出すると、週ごとに患者数が増え、業務量のピークとなる4週目には<u>1日あたり「51人役」分</u>の人員が必要になる。この人員を確保するために感染症健康危機発生時には、保健所全体で感染症健康危機に対する体制に移行し、さらには他部局応援、OB保健師や市町併任保健師、IHEAT要員等による応援体制を整備する。また、本庁と連携し業務委託や派遣による外部人材の活用に向けた準備を行う。

松山市保健所の危機対処計画(感染症編)(案) についての概要

1.概要

松山市では、「地域保健対策の推進に関する基本的な指針」(以下、「基本指針」 と言う。)に基づき、突発的に発生する健康危機に対し、迅速かつ的確に対応するため「松山市健康危機管理基本マニュアル」を作成していています。

令和5年3月に新型コロナウイルス感染症対応を踏まえ「基本指針」が改正され、 危機対処計画(感染症編)を既存の関係マニュアル等を改正し、作成します。

2 健康危機とは

感染症、食中毒、毒劇物、飲料水その他何らかの原因により生じる県民の生命、 健康の安全を脅かす事態に対して行われる健康被害の発生予防、拡大防止、医療の 確保等に関する業務をいいます。

3.本計画と関係する各計画との位置付け

